

冬期における事故防止

(運行管理者・整備管理者の皆様)

平素から当協会の業務、とりわけ交通安全対策事業の推進に対し、格別なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。しかしながら、平成28年の事業用貨物自動車の第1当事者の交通死亡事故の発生は、16件18人(昨年同期比+8人)となっております。

平成28年10月28日付で、北技保第317号、北海道運輸局長から「冬期における事故防止について」と題する通達文書が発出されております。

今年は、道内各地で平年より早く初雪・吹雪等が観測され、これから本格的な積雪寒冷期を迎えるにあたり、深夜・早朝の路面凍結や吹雪等の我々運送業界にとっては、誠に厳しい運行条件となりスリップ・吹雪等による冬型重大交通事故の発生が懸念されます。

冬期における輸送の安全確保に万全を期するため下記の事項について徹底方宜しくお願いします。

1 運行管理について

- (1) 異常気象時等における連絡体制を整備する。
- (2) 基本的な交通ルールの指導教育を行うとともに、運転者の運転状態を適切に把握し、事故防止の徹底を図ること。
- (3) 長距離、夜間、早朝運行、乗務距離、乗務時間、休憩時間、交代運転者の配置等を勘案し、過労運転を防止すること。
- (4) 点呼は、対面によりアルコール検知器を用いて確実に点呼を実施すること。
- (5) 運転者の健康管理については、健康診断結果を活用すること。
- (6) 運転者にシートベルトを必ず着用するよう指導を徹底すること。

2 車両管理について

- (1) ディスク・ホイールの亀裂、ホイール・ボルトの損傷等を確実に確認し、ホイール・ナットを規定のトルクで締めること。
- (2) 車両火災の防止

電気装置、燃料装置、制動装置等について、車両の走行距離、使用年数及び走行する道路環境等を考慮して点検を実施する。冷蔵冷凍車等の冷凍機の点検はメーカーが推奨する点検を必要に応じ専門業者に依頼する。

冷凍機の電気配線の点検を実施しているが、適切な結線方法により配線されていない場合、電気配線の補修等は専門業者に依頼すること。

以上の項目は、要旨であるため詳細については、北海道運輸局のホームページ、当協会のホームページに掲載されておりますので参照願います。

乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について

標記については、平成28年11月8日付で、北技保第336号・北自第258号、北海道運輸局自動車技術安全部長と北海道運輸局自動車交通部長の連名での「乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について」と題する通達がありました。

機会あるごとに会員の皆様には、お願いしてまいりましたが、大阪府において貸し切りバスの運転者が運転中にスマートフォンを用いてゲームアプリを操作する事案が発生しました。

また、先月26日には、愛知県においてスマートフォンでゲームアプリを操作しながら走行していたトラックに小学生がはねられ死亡する事故も発生しております。

再度、繰り返しになりますが、乗務中の携帯電話・スマートフォンによる通話や操作の禁止について徹底方宜しくお願いします。

冬期の装備(チェーン)の準備

例年、冬期間において、北海道全体の峠において大型貨物車、大型トレーラー等が、凍結路面等によりスリップして大渋滞の原因となり一般交通に多大な迷惑をかける事案が毎年多発しております。

タイヤチェーンを装備していない貨物車が散見されることから、確実に積載して運行するようお願いします。